

国内経済要録

◇金融機関の融資についての大蔵省通達

大蔵省は、「全般的な金融引締め浸透にもかかわらず、なおその浸透状況には跛行現象がみられるので、これに緊急に対処する必要がある」との判断から、いわゆる質的融資規制(1月号「要録」参照)を強化することとし、2月28日概要次のような通達(「当面の事態に緊急に対処するための融資のあり方について」)を各金融機関代表者あてに発出した。

(1) 業種のいかにかわらず、この際、あらためて融資先企業の在庫動向の把握に努め、過度に在庫の積み増しが行われていると認められる場合には、新規融資の停止、既往融資分の計画的回収等の措置を的確に講ずること。

なかんずく、流通段階の在庫保有等が問題となっている実情にかんがみ、この面に対する融資をさらに抑制するため、卸・小売業に対する融資については、必要最小限の資金にとどめるようとくに厳格に審査を行うこと。

(2) すでに設定済みの手形割引枠内の融資等についても、従来ともすれば受動的に貸し応じてきた態度を改め、厳格に審査のうえ、必要最小限の融資にとどめること。

(3) 土地取得関連融資については、既往融資分についても、土地保有の目的、保有の状況等についてあらためて審査を行い、不適切と認められるものについては、手形の書換え、約定の更新に応じないほか、計画的に回収を図る等の措置を講ずること。

なお、大蔵省および農林省は、農林系統金融機関についても従来から実施している選別融資および貸出抑制をさらに一段と強化することとし、同日、上記と同様趣旨の通達を農林中金理事長、信農連会長および都道府県知事(農協向け)あて発出した。

◇消費者ローン金利の引上げ

都市銀行各行では、このほど住宅ローンを除く消費者ローンの金利を次のとおり引き上げることを決定した(金利は年・%)。

(1) 提携ローン(自動車、ピアノ、電化製品等)金利	変更後	変更前
実質年率(注)	12.0	11.2
(アド・オン方式)	(6.5)	(6.0)

実施時期 3月1日

(注) 返済期間24ヶ月の場合。

(2) クレジット・カード会社等保証ローン金利(注)

貸出期間	変更後	変更前
6、12か月	10.5	9.6
18、24か月	10.8	9.9
30、36か月	11.1	10.2

実施時期 2月1日

(注) クレジット会社の保証料年1.2%を含む。

◇政府の緊急中小企業金融対策

政府は3月5日、当面の緊急な中小企業金融対策として政府系中小金融機関の48年度融資枠を増額することとし、これに伴って次のとおり財政投融資の追加を行うことを閣議了承した。

(単位・億円)

	融資増加額	財投追加額
国民金融公庫	250	250
中小企業金融公庫	50	50
商工組合中央金庫	200	150
沖縄振興開発公庫	5	—
計	505	450

◇当面の石油・電力の使用節減対策

政府は2月26日、石油および電力の使用節減対策(2月号「要録」参照)について、「3月も、従来の基本方針を堅持し法律による規制を続けること。ただし、当面する物価対策に対処するために必要な石油および電力の使用節減率には特別に配慮すること」を決定した。3月の石油および電力の使用節減率およびネオンサイン等に対する制限は次のとおり。

(1) 石油

	対 象 事 業	節 減 率 (対前年同月比)	
		2月	3月
①	上下水道、医療、社会福祉事業、学校、保安、消防、警察、郵便、公衆電気通信等	—	—
		(適用除外)	
②	鉄道等公共輸送機関(観光バス等を除く)、農業、漁業、精米、乳製品製造、でんぶん製造等特定食品加工、合成洗剤製造、トイレット・ペーパー等特定紙製造等	0% △5%	0%

③	鋳業、食料品製造、繊維品製造、木材・木製品製造、パルプ・紙加工品製造、印刷業、化学品製造、皮革・皮革品製造、窯業・土石製品製造、鉄鋼業、金属・金属製品製造業、機械(家庭用電気製品、乗用車を除く)製造、学用品製造、倉庫等	△13%	△8%
④	金融保険業、建設業、卸・小売業、サービス業、ビル暖房、家庭用電気製品製造、乗用車製造、楽器製造、娯楽用品製造、装身具製造等その他製造業等	△13%	△13%

(2) 電 力

	対 象 設 備	節 減 率 (対48年10月比)	
		2 月	3 月
①	上下水道、病院、社会福祉施設、学校、保安、消防、警察、郵便、公衆電気通信等	—	—
②	港湾運送等公共輸送施設、精米、乳製品製造、でんぶん製造等特定食品加工、合成洗剤製造、紙製造等	△5%	0%
③	テレビ放送、出版印刷、取引所、鉱物の掘採、食料品製造、繊維品製造、木材・木製品製造、パルプ・紙加工品製造、化学品製造、皮革・皮革製品製造、窯業・土石製品製造、鉄鋼業、金属・金属製品製造、機械(家庭用電気製品、乗用車を除く)製造、学用品製造、倉庫等	△10% △15%	△10%
④	金融保険業、建設、卸・小売業、サービス業、家庭用電気製品製造、乗用車製造、楽器製造、娯楽用品製造、装身具製造等その他製造業等	△15%	△15%

(3) ネオンサイン等に対する制限

イ. 屋外の広告燈、ネオンサイン、電飾

10 kw 以上のもの 24時間禁止(従来どおり)。

10 kw 未満のもの 21時から翌日18時まで禁止。

ただし、営業場所において営業していることを示すものは使用を認める。

ロ. 屋内の広告燈、ネオンサイン、電飾

営業場所において営業していることを示すものを除き21時から翌日8時まで禁止。

ハ. ショーウィンドー用照明

営業時間を除き禁止(従来どおり)。

ニ. 屋外投光器

禁止(従来どおり)。

- (注) 1. 広告燈については、行政指導により光源を3分の1以上削減する。
2. 銀座のネオンのうち、数において80%、受電容量において97%は10 kw以上のものである。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3 か月以上	4 か月以上	3 か月以上	4 か月以上
改 訂 前	11.375	11.375	11.625	11.625
2 月 7 日以降	11.250	11.250	11.500	11.500
8 日以降	11.125	11.125	11.375	11.375
12 日以降	11.000	11.000	11.250	11.250
3 月 1 日以降	10.750	10.750	11.000	11.000